

4. (2) 自動継続自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期) 規定

1. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金 (M型) (以下「この預金」といいます。) は、通帳 (証書) 記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金 (M型) に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日 (継続をしたときはその満期日) までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
ただし、あらかじめ指定された預金口座がある場合には、この預金は満期日に自動的に解約し、利息とともにその預金口座入金するものとします。
- (4) 個人の取引において預入日の1年後の応当日の翌日以後の日を満期日としたこの預金については、預入日の1年後の応当日以後であれば、この預金の一部 (1円単位) について引出し (以下「一部引出」といいます。) することができます。この場合、一部引出されたときはその残りの金額について引続き自動継続の取扱いをします。

2. (利息)

【ア. 預入期間1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年もの場合】

- (1) この預金の利息は、預入日 (継続をしたときはその継続日。以下 2.(1)において同じです。) から満期日の前日までの日数および通帳 (証書) 記載の利率 (継続後の預金については前記 1. (2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。) によって計算し、満期日に支払います。
ただし、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金 (以下「自由金利型2年定期預金 (M型)」) といいますが、) の利息の支払いは次によります。
 - ① 預入日の1年後の応当日 (以下「中間利払日」といいます。) に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数および通帳 (証書) 記載の中間利払利率 (継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。) による中間利払額 (以下「中間払利息」といいます。) を利息の一部として支払います。
 - ② 中間払利息を差引いた利息の残額 (以下「満期払利息」といいます。) は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
なお、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳 (証書) とともに提出してください。
 - ① 預入期間1か月、2か月、3か月、6か月、1年もの場合
この預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 預入期間2年もの場合
自由金利型2年定期預金 (M型) の中間払利息および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B. 中間払利息を定期預金とする場合には、当行所定の基準により、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金 (M型) と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金 (M型) (以下「中間利息定期預金」といいます。) とし、その利率は中間利払日における店頭表示の利率を適用します。
満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自由金利型2年定期預金 (M型) に継続します。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息 (自由金利型2年定期預金 (M型) の中間払利息を除きます。) は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) この預金を共通規定 8. (1)により満期日前に解約する場合および共通規定 8. (3)の規定により解約する場合、または一部引出の場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日（一部引出日、以下「解約日」といいます。）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）によって計算し、この預金（一部引出預金）とともに支払います。

なお、一部引出後の定期預金の残額については、当初の約定利率により取扱います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額とその預入期間に応じた次の利率（この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）により計算した利息額との差額（この預金の一部につき解約する場合には、一部解約元金金額に対応する金額の差額）を精算します。

① 預入期間が 1 か月、2 か月、3 か月、6 か月、1 年もの場合

- A. 6 か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- B. 6 か月以上 1 年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%

② 預入期間が 2 年もの場合

- A. 6 か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- B. 6 か月以上 1 年未満・・・・・・・・・・約定利率×30%
- C. 1 年以上 1 年 6 か月未満・・・・・・・・・・約定利率×50%
- D. 1 年 6 か月以上 2 年未満・・・・・・・・・・約定利率×60%

(5) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

【イ. 預入期間 3 年、4 年、5 年ものの複利型の場合】

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については前記 1. (2)の利率。以下「約定利率」といいます。）によって 6 か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を共通規定 8. (1)により満期日前に解約する場合および共通規定 8. (3)の規定により解約する場合、または一部引出の場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日（一部引出日、以下「解約日」といいます。）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）によって 6 か月複利の方法により計算し、この預金（一部引出預金）とともに支払います。

なお、一部引出後の定期預金の残額については、当初の約定利率により取扱います。

① 預入期間 3 年もの場合

- A. 6 か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- B. 6 か月以上 1 年未満・・・・・・・・・・約定利率×20%
- C. 1 年以上 1 年 6 か月未満・・・・・・・・・・約定利率×30%
- D. 1 年 6 か月以上 2 年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%
- E. 2 年以上 2 年 6 か月未満・・・・・・・・・・約定利率×60%
- F. 2 年 6 か月以上 3 年未満・・・・・・・・・・約定利率×70%

② 預入期間 4 年もの場合

- A. 6 か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- B. 6 か月以上 1 年未満・・・・・・・・・・約定利率×10%
- C. 1 年以上 1 年 6 か月未満・・・・・・・・・・約定利率×20%
- D. 1 年 6 か月以上 2 年未満・・・・・・・・・・約定利率×30%
- E. 2 年以上 2 年 6 か月未満・・・・・・・・・・約定利率×50%

- F. 2年6か月以上3年未満・・・・・・・・・・約定利率×60%
- G. 3年以上4年未満・・・・・・・・・・約定利率×70%

③ 預入期間5年もの場合

- A. 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×10%
- C. 1年以上1年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×10%
- D. 1年6か月以上2年未満・・・・・・・・・・約定利率×20%
- E. 2年以上2年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×30%
- F. 2年6か月以上3年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%
- G. 3年以上4年未満・・・・・・・・・・約定利率×60%
- H. 4年以上5年未満・・・・・・・・・・約定利率×80%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

【ウ. 預入期間3年、4年、5年ものの単利型の場合】

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下2.(1)において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については前記1.(2)の利率。以下「約定利率」といいます。）によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金します。

なお、この預金の利息の支払は次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。

- ① 中間払利息は中間利払日に指定口座に入金し、満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金します。
- ② 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) この預金を共通規定8.(1)により満期日前に解約する場合および共通規定8.(3)の規定により解約する場合、または一部引出の場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日（一部引出日、以下「解約日」といいます。）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）によって計算し、この預金（一部引出預金）とともに支払います。

なお、一部引出後の定期預金の残額については、当初の約定利率により取扱います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）とその預入期間に応じた次の利率（この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）により計算した利息額との差額（この預金の一部につき解約する場合には、一部解約元金金額に対応する各々の金額の差額）を精算します。

① 預入期間3年もの場合

- A. 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×20%
- C. 1年以上1年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×30%

- D. 1年6か月以上2年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%
- E. 2年以上2年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×60%
- F. 2年6か月以上3年未満・・・・・・・・・・約定利率×70%

② 預入期間4年もの場合

- A. 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×10%
- C. 1年以上1年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×20%
- D. 1年6か月以上2年未満・・・・・・・・・・約定利率×30%
- E. 2年以上2年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×50%
- F. 2年6か月以上3年未満・・・・・・・・・・約定利率×60%
- G. 3年以上4年未満・・・・・・・・・・約定利率×70%

③ 預入期間5年もの場合

- A. 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×10%
- C. 1年以上1年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×10%
- D. 1年6か月以上2年未満・・・・・・・・・・約定利率×20%
- E. 2年以上2年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×30%
- F. 2年6か月以上3年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%
- G. 3年以上4年未満・・・・・・・・・・約定利率×60%
- H. 4年以上5年未満・・・・・・・・・・約定利率×80%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記2.アの規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として証書式の場合は預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。

4. (通帳(証書)の効力)

満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、

- (1) 通帳式の場合
通帳記載の当該預金は無効となります。
- (2) 証書式の場合
証書は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

以 上